

令和7年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第4条第2項の規定により、
令和7年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

1 取扱事件の審査の実施状況

令和7年12月31日現在

No	事件番号及び事件名	請求する救済内容	申立年月日	終結区分	調査回数	審問回数	審査の期間の日数
			終結年月日				
1	令和5年(不)第1号	①解雇撤回及びバックペイ等の支払い ②支配介入行為の禁止 ③文書交付及び掲示 ④団体交渉拒否に対する誓約文書の交付及び掲示	R5. 11. 6	和解	5	—	439
			R7. 1. 17				
2	令和6年(不)第1号	①組合脱退勧奨行為の禁止及び謝罪 ②組合員に対する誹謗中傷等の禁止及び謝罪、職務手当減額の撤回及び減額分の遡及払い ③団体交渉応諾 ④支配介入の禁止 ⑤救済申立てを理由とした不利益取扱いの禁止及び謝罪	R6. 9. 17	次年繰越	5	—	—
			—				

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

2 審査の期間の目標の達成状況

令和7年に終結した1件の審査期間は、439日（約1年2月、目標期間内）となっている。

＜参考＞

- 審査の期間の目標 1年6月（平成17年5月6日沖縄県労働委員会公告）